

議 第 167 号

令和 7 年 9 月 1 日提出

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「90人」を「240人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提出理由）

交通局の会計年度任用職員である電車運転士等の処遇の見直しに伴い、職員の定数の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、本市の常勤の職員で一般職に属するもの（臨時の職に任用される職員（次条第5号に掲げる職員にあっては、臨時の職員）を除く。）をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 4,000人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 30人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 14人</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 20人</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 4,665人</p> <p>(6) 人事委員会の事務局の職員 16人</p> <p>(7) 消防職員 870人</p> <p>(8) 農業委員会の職員 35人</p> <p>(9) 交通局の職員 <u>240人</u></p> <p>(10) 上下水道局の職員 420人</p> <p>(11) 病院局の職員 840人</p> <p>（職員の定数の配分）</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、本市の常勤の職員で一般職に属するもの（臨時の職に任用される職員（次条第5号に掲げる職員にあっては、臨時の職員）を除く。）をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 4,000人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 30人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 14人</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 20人</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 4,665人</p> <p>(6) 人事委員会の事務局の職員 16人</p> <p>(7) 消防職員 870人</p> <p>(8) 農業委員会の職員 35人</p> <p>(9) 交通局の職員 <u>90人</u></p> <p>(10) 上下水道局の職員 420人</p> <p>(11) 病院局の職員 840人</p> <p>（職員の定数の配分）</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

■概要

熊本市電は、100年もの間、市民の方々の日常生活や経済活動を支えてきた移動手段であり、現在も熊本都市圏の基幹公共交通軸を担っている。その熊本市電が市民の方々の信頼を取り戻し、安全・安心で持続可能な公共交通機関として再生するため、令和7年6月に「熊本市電再生プロジェクト」を立ち上げ、「市電再生タスク・フォース」を中心に、交通局のすべての分野の抜本的見直しを行っている。

そのうち、安全運行の根幹を支える「乗務員の処遇改善」は、重要かつ喫緊に対応すべき課題であることから、市電再生への第1歩として、令和8年4月から上下分離移行までの間、乗務員を交通局の正規職員（常勤職員）として採用することとし、その採用に向け、熊本市職員定数条例の改正を行うもの。

■改正内容

交通局の職員 90人 → 240人 (+150人)

※現在会計年度任用職員である運転士等を正規職員とする人数

■積算内訳（正規職員化を想定）

	R7.7.1現在	増員	合計
運転士	72人	+46人	118人
車掌	10人	+22人	32人
合計	82人	+68人	150人

■増員の詳細

- 運転士
 - ・勤務体系の改善（時間外勤務の削減、予備勤務等）
 - ・減便したダイヤの回復
- 車掌
 - ・多両編成車両の増車

■今後のスケジュール

令和7年第三回定例会で熊本市職員定数条例を改正し、令和8年4月の採用に向けて準備を行っていく。